

# 水銀に関する水俣条約

## 前文

この条約の締約国は、

水銀が、その長距離にわたる大気中の移動、人為的に環境にもたらされた場合の残留性、生態系における生物蓄積能力並びに人の健康及び環境への重大な悪影響を理由として、世界的に懸念される化学物質であることを認識し、

効率的かつ効果的な一貫した方法で水銀を管理するための国際的行動を開始すると国際連合環境計画管理理事会の二千九年二月二十日の決定二十五一五を想起し、

人の健康及び環境に対する危険に対処するための水銀に関する法的拘束力のある国際的な文書についての交渉の成功裡の結果を求めた国際連合持続可能な開発会議の成果文書「我々が求める未来」の221の規定を想起し、

国際連合持続可能な開発会議において環境及び開発に関するリオ宣言の諸原則、特に、共通に有しているが差異のある責任を再確認したことを想起し、また、各国の事情及び能力並びに世界的規模の行動をとる必要性を確認し、

被害を受けやすい人々、特に女性、児童並びに女性及び児童を介した将来の世代の水銀への曝露により、特に、開発途上国において生ずる健康上の懸念を認識し、

水銀の食物連鎖による蓄積及び伝統的な食品の汚染による北極の生態系及び先住民の社会に特有のぜい弱性に留意し、並びに先住民の社会についてより一般的に水銀の影響に関して憂慮し、

水俣病の重要な教訓、特に水銀による汚染から生ずる健康及び環境への深刻な影響並びに水銀の適切な管理及び将来におけるこのような事態の防止を確保する必要性を認識し、

水銀の管理に関する国の能力を強化し、及びこの条約の効果的な実施を促進するため、資金、技術及び能力形成に関する支援、特に開発途上国及び移行経済国に対する支援の重要性を強調し、

水銀に関して人の健康を保護するための世界保健機関の活動並びに関連する環境に関する多数国間協定、特に有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の役割を認識し、

この条約と環境及び貿易の分野における他の国際協定とが相互に補完的であることを認識し、

この条約のいかなる規定も、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを強調し、

このことは、この条約と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではないことを了解し、

この条約のいかなる規定も、締約国が、適用可能な国際法に基づく当該締約国の他の義務に従って、水銀への曝露から人の健康及び環境を保護するために、この条約に適合する追加的な国内措置をとることを妨げるものではないことに留意して、

次のとおり協定した。

(略)

## 第八条 排出

1 この条の規定は、附属書Dに掲げる発生源の分類に該当する特定可能な発生源からの排出を規制するための措置を通じ、水銀及び水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の大気への排出を規制し、及び実行可能な場合には削減することに関するものである。

2 この条の規定の適用上、

(a) 「排出」とは、水銀又は水銀化合物の大気への排出をいう。

- (b) 「関係する発生源」とは、附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源をいう。締約国は、選択により、附属書Dに掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる。ただし、いずれかの分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限る。
  - (c) 「新規の発生源」とは、附属書Dに掲げる分類に該当する関係する発生源であって、次の(i)又は(ii)に規定する日の少なくとも一年後に建設又は実質的な改修が開始されるものをいう。
    - (i) この条約が関係締約国について効力を生ずる日
    - (ii) 発生源が附属書Dの改正によってのみこの条約の対象となる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日
  - (d) 「実質的な改修」とは、関係する発生源であって、排出の実質的な増加（副産物の回収から生ずる排出に関する変化を除く。）をもたらしものの改修をいう。改修が実質的であるか否かの判断は、当該発生源がある締約国が行う。
  - (e) 「既存の発生源」とは、新規の発生源でない関係する発生源をいう。
  - (f) 「排出限度値」とは、特定可能な発生源から排出される水銀又は水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の濃度、質量又は排出率の上限値をいう。
- 3 関係する発生源を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。締約国は、この条約が当該締約国について効力を生ずる日の後四年以内に自国の計画を締約国会議に提出する。締約国が第二十条の規定に従って実施計画を作成する場合には、当該締約国は、この3の規定に従って作成した自国の計画を当該実施計画に含めることができる。
- 4 締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を要求する。締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる。
- 5 締約国は、既存の発生源に関し、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後十年以内に、次の一又は二以上の措置を、自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実行可能性及び妥当性を考慮の上、いずれかの国内の計画に含め、及び実施する。
- (a) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための数量化された目標
  - (b) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための排出限度値
  - (c) 関係する発生源からの排出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用
  - (d) 複数の汚染物質の規制に関する戦略であって、水銀の排出の規制についても利益をもたらすもの
  - (e) 関係する発生源からの排出を削減するための代替的な措置
- 6 締約国は、全ての関係する既存の発生源に対して同一の措置を適用し、又は異なる発生源の分類に関して異なる措置を採択することができる。締約国により適用される措置は、長期的にみて排出の削減における合理的な進展を達成することを目的とする。
- 7 締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する。
- 8 締約国会議は、その第一回会合において、次の手引を採択する。
- (a) 新規の発生源と既存の発生源との相違及び複数の環境媒体にまたがる影響を最小限にする必要性を考慮に入れた利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する

## 手引

- (b) 5に規定する措置の実施、特に目標の決定及び排出限度値の設定における締約国に対する支援に関する手引
- 9 締約国会議は、できる限り速やかに、次の手引を採択する。
- (a) 締約国が2(b)の規定に従って作成する基準に関する手引
  - (b) 排出に関する目録の作成方法に係る手引
- 10 締約国会議は、8及び9の規定に従って作成する手引を常に再検討し、適当な場合には更新する。締約国は、この条の関連する規定を実施するに当たり、この手引を考慮する。
- 11 締約国は、第二十一条の規定に従って提出する報告に、この条の規定の実施に関する情報、特に4から7までの規定に従ってとる措置及びその効果に関する情報を含める。

## 附属書D 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧表

### 特定可能な発生源の分類

- 石炭火力発電所
- 産業用石炭燃焼ボイラー
- 非鉄金属（注）製造に用いられる製錬及び焙焼の工程
- 廃棄物の焼却設備
- セメントクリンカーの製造設備

注 この附属書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。